

指定訪問看護の重要事項説明書

当事業所の訪問看護サービスをご利用いただくにあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業所の概要や重要事項等サービス内容について、次のとおり説明させていただきます。

1. 訪問看護事業者の概要

| | |
|--------|---------------------------|
| 事業者の名称 | 合同会社N I K L U C E |
| 事業者所在地 | 〒441-8026 愛知県豊橋市羽根井西町11-5 |
| 代表者名 | 金田 利依子 |
| TEL | 0532-33-5560 |

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

| | | | |
|--------|---------------------------|-------|--------------|
| 事業所名 | 訪問看護ステーションC o c c o L o | | |
| 所在地 | 〒441-8026 愛知県豊橋市羽根井西町11-5 | | |
| 管理者の氏名 | 小池 美香子 | | |
| TEL | 0532-33-5560 | FAX | 0532-33-5562 |
| 事業所番号 | 2362090389 | 指定年月日 | 令和2年11月1日 |

(2) 事業の目的と運営の方針

| | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 要介護・要支援状態にある高齢者に対し、適切な訪問看護サービスを提供します。 |
| 運営方針 | <p>1. C o c c o L o 運営方針 『心に寄り添う看護を提供します』</p> <p>2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p> <p>3. 訪問看護に必要な知識、技術を身につけ、利用者に満足いただけるサービスを提供します。</p> <p>4. 主治医と連携を図り、利用者が安心して在宅療養ができるよう支援します。</p> |

(3) 事業所の職員体制（令和5年9月1日 現在）

| 区分 | 職種 | 人数 |
|------|------|----------------|
| 管理者 | 看護師 | 常勤 兼務 1名 |
| 看護職員 | 看護師 | 常勤 兼務 1名 専従 2名 |
| 看護職員 | 准看護師 | 常勤 専従 1名 |
| 看護職員 | 看護師 | 非常勤 専従 2名 |

3. 訪問看護サービスの内容

| サービス区分と種類 | サービスの内容 |
|------------|---|
| 訪問看護計画の作成 | 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。 |
| 訪問看護の提供 | 訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置 |
| サービス提供の記録等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の内容、評価、経過記録を記入します。 ・ 主治医へ訪問看護計画書及び訪問看護報告書を毎月提出します。 ・ サービス提供に関する記録物は、契約終了後2年間保管します。 |

◆ 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体の保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

◆ サービス提供時間について

- ・ 月曜日から金曜日（土日・国民の祝日・8月13日～15日・12月30日～1月3日は休業です。）
- ・ 営業時間：午前8時30分～午後5時30分
- ・ 事業の実施地域：豊橋市内全域

4. 利用料について・・・別紙 利用料金表をご参照ください。

◆ 交通費

通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満 200円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル～10キロメートル未満 400円
- ③ 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 600円

(1) その他の費用

死後の処置料は、10000円とする。

訪問先に駐車場がない場合は、公共の駐車場を利用させていただきます。その際の駐車料金は、実費請求とさせていただきます。

(2) 利用料金等のお支払方法

月末に締切り、月初めに請求書をお持ちいたしますので、銀行振り込みをお願い致します。なお、振り込み手数料は利用者負担でお願い致します。

| |
|---|
| <指定口座> 豊橋信用金庫 西支店 普通貯金口座 口座番号 1152257 口座名義 合同会社NIKLUCE 代表社員 金田 利依子 |
|---|

5. 苦情の申立先

| | |
|-------------------------------------|---|
| ・サービスの提供に関する事で不都合な点がありましたら、お申し出下さい。 | |
| 苦情受付担当者 | 訪問看護ステーションC o c c o L o 管理者 小池 美香子 TEL : 0532-33-5560 FAX : 0532-33-5562 受付時間 : 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 |
| 苦情受付行政機関等 | 東三河広域連合 介護保険課 TEL : 0532-26-8471 愛知県国民健康保険団体連合会 TEL : 052-971-4165 |

6. 緊急時等の対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

7. 介護事故に対する発生防止および発生時の対応

| |
|---|
| ・介護事故の発生又はその再発を防止する為の対策を以下のとおり行っていきます。 ①介護事故が発生した場合の対応方法について職員への周知徹底を図り、また報告された事例を収集・分析し、発生原因・結果を取りまとめ防止策を検討し講じます。 ②介護事故に関しては速やかに報告義務のある東三河広域連合及び当該利用者のご家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要に応じた措置を講じます。 ③介護事故に関して、当施設に責任があり賠償すべき事態になった場合には速やかに賠償いたします。但しその発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。また天変地異等不可抗力によるものは除きます。 |
|---|

8. 守秘義務と個人情報の保護について

- ① 当時業所は、サービスを提供する際に、知り得た利用者およびその家族に関する情報を正当な理由なく、第三者には漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ② 当事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- ③ 当時業所は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

9. その他

- ◇ 訪問看護は医療費控除の対象になりますので、領収書の保管をお願いします。
- ◇ 訪問看護の提供は契約内容に沿って実施するよう心掛けますが、交通情報やその他の理由によりやむを得ず変更する場合があります。この場合は、利用者やケアマネジャーへ必ず連絡し調整させていただきます。

当事業者は、本書面に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項を説明しました。

事業者名 指定居宅サービス事業者 訪問看護ステーションC o c c o L o

所在地 〒441-8026 愛知県豊橋市羽根井西町11-5

説明者 氏名 (管理者) 小池 美香子 印

私は、本書面に基づいて、訪問看護のサービス内容を及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 氏名 印

住所〒

署名代行人 氏名 印 続柄 ()

住所〒

代理人 (選任した場合) 氏名 印 続柄 ()

住所〒